

令和7年度 第3回市民活動団体部会 次第

令和8年2月11日（水・祝） 午前10時00分～
大和高田市市民交流センター 4階 多目的室

- 1 開 会
- 2 代表挨拶
- 3 令和7年10月2日開催の市民協働推進会議の報告
- 4 市民交流センターの利用について変更の確認
- 5 2025 活動団体まちごとX'mas フェスの報告
- 6 団体からの意見・要望について
- 7 市民活動団体部会次期代表の選考について
- 8 市民交流センターからのお知らせ
- 9 閉会

多目的室・会議室

○施設使用料

申請する団体または個人の所在（または居住）地が、市内の場合は市内料金、市外の場合は市外料金とします。

なお、市民活動団体であっても「団体の所在地」（それが無い場合は、代表者の居住地）が市外の場合は、市外料金とします。

施設使用料(税込み)

施設名	区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	18:00～ 21:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
多目的室	市内	2,100 円	2,800 円	4,900 円	2,100 円	4,900 円	7,000 円
	市外	4,200 円	5,600 円	9,800 円	4,200 円	9,800 円	14,000 円
	営利/市内	4,200 円	5,600 円	9,800 円	4,200 円	9,800 円	14,000 円
	市外	8,400 円	11,200 円	19,600 円	8,400 円	19,600 円	28,000 円
会議室	市内	900 円	1,200 円	2,100 円	900 円	2,100 円	3,000 円
	市外	1,800 円	2,400 円	4,200 円	1,800 円	4,200 円	6,000 円
	営利/市内	1,800 円	2,400 円	4,200 円	1,800 円	4,200 円	6,000 円
	市外	3,600 円	4,800 円	8,400 円	3,600 円	8,400 円	12,000 円

○備品使用料

備品使用料(税込み)

映像・音響機器	1,000 円	(液晶プロジェクター)
		(マイク)
		(再生機器)
ポータブルマイク	200 円	
ピアノ	500 円	
演台	100 円	
司会者台	100 円	
持込み器具電源使用料	100 円	

備品使用料は施設使用料と同じタイミングに徴収します。使用許可申請時に、使用する備品を申し出てください。

※当日、新たに備品使用が生じる場合は、利用するまでに支払い等を済ませてください。

利用中及び利用後に、支払いのない備品使用が明らかになった場合は、追加で請求いたします。

○キャンセル料

施設使用料

申請された時点で料金が発生します。一旦お支払い後使用日 7 日前までにキャンセルされた場合、半額還付します。

それ以降にキャンセルされた場合、還付できません。

備品使用料

当日の施設使用前までにキャンセルされた場合、全額還付します

○多目的室・会議室の利用申請のタイミング

予約できる回数は以下のとおりです。

6ヶ月前の月初日から	市民活動（※1）の開催（制限なし） ※市民活動を実施する場合は内容等を事前に申し出てください
4ヶ月前の月初日から	市民活動団体（普段の練習など）の利用（2回まで）
3ヶ月前の月初日から	市民活動団体の利用（もう1回） 市民活動団体以外の市内/市外/営利の利用（2回まで）
使用日の1ヶ月前の同日以降	回数制限なしで利用申請ができます

交流スペース

記入できるタイミング、回数（1回3時間）は以下のとおりです。

6ヶ月前の月初日から	市民活動（※1）の開催（制限なし） ※市民活動を実施する場合は内容等を事前に申し出てください
4ヶ月前の月初日から	市民活動団体（普段の練習など）の利用（3回まで）
3ヶ月前の月初日から	市民活動団体以外の市内/市外/営利の利用（3回まで）
使用日の1ヶ月前の同日以降	回数制限なしで利用申請ができます

○備品使用料

備品使用料を徴収します。利用当日、使用前にお支払ください。

備品使用料（税込み）

映像・音響機器	1,000 円	（液晶プロジェクター）
		（マイク）
		（再生機器）
ポータブルマイク	200 円	
演台	100 円	
司会者台	100 円	
持込み器具電源使用料	100 円	
電子ピアノ	100 円	

★多目的室・会議室・交流スペースで市民活動をされる場合は内容等を必ずお申し出ください。

6ヶ月前から予約ができる市民活動について

市民活動の内容を記入してください。

市民活動の条件

以下の条件を満たすものを当館での「市民活動」に位置づけます。

- ・活動や事業(以下、「活動等」という)が実施団体に属する会員を除く、
大和高田市に住まう“一般市民”のために企画されている
ただし、事前に市と実施に向けて協議済の活動等である
- ・団体の持つ資源(技術、人材、知識等)が活かされた活動等である(会
員向けのレッスン、会合は対象外)
- ・非営利の活動等である
- ・誰でも参加できる活動等である(ただし、定員など設けることは可能)
- ・広く市民に向けて情報を発信し、日時等を告知して実施する活動等
である

※通常の練習などを体験してもらうなどは市民交流センターがみとめる市民活動には含まれません。